

第十三号様式の二十二(南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式)(第十条の十五関係)

<u>受信日時</u>	
<p>(投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分)</p>	<p>(投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"><p>市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印</p></div>

(切り取り線)

備考

- 1 受信用紙は、投票送信用紙の投票記載部分及び必要事項記載部分をそのままの大きさで受信できるものでなければならない。
- 2 受信用紙は、投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を直接外部から見る事ができないように覆いを設けられるように調製しなければならない。
- 3 投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分は、通常用いられている投票用紙と同様の紙質及び外観を有するものでなければならない。
- 4 投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分には、投票送信用紙の候補者氏名を記載する欄、政党その他の政治団体の名称若しくは略称を記載する欄又は候補者氏名若しくは政党その他の政治団体の名称若しくは呼称を記載する欄を受信すべき部分と重ならないように、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印をあらかじめ押しておかなければならない。
- 5 受信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印は、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、南極投票指定市町村の印をもってこれに代えても差し支えない。
- 6 不正行為を防止することができる方法で受信用紙を印刷することができる場合と認められる場合に限り、南極投票指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、受信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。